

公益のために直接専用する軽自動車等に対する減免

対象となる軽自動車

1. 公益事業を営む者（社会福祉法人など）が所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等（リース車は対象外）
2. 公安委員会の指定講習機関が所有する初心運転者講習用軽自動車等
3. その構造が専ら消防活動の利用に供するためのものである軽自動車等

手続きに必要なもの

- 1. 軽自動車税（種別割）減免申請書
 - ・ 納税義務者が法人の場合、代表者印の押印と、法人番号の記載をお願いします。
- 2. 納税義務者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
 - ※ 納税義務者が法人の場合は提出不要です。

1. 公益事業を営む者（社会福祉法人など）が所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等 の場合

- 3. 自動車検査証の写し
 - ・ 電子車検証の場合は、併せて自動車検査証記録事項の提出もお願いします。
- 4. 登記事項証明書及び定款（※1）
- 5. 所管庁から交付される施設又は事業の許可証等（※1）
 - ※ 許可、指定申請又は届出が必要となる施設又は事業である場合に提出してください。
- 6. 車両の外観の写真
 - ・ 前面、両側面及び背面の計 4 枚の写真が必要です。
- 7. 事業内容及び実績がわかる資料
 - ・ 前年度の実績がわかる資料（事業報告書、決算書、総会資料等）をご提出ください。
- 8. 直近 3 か月分の運行記録表（※2）
 - ※ 車両の外観の写真により法人名や施設名が確認できる場合は提出不要です。

2. 公安委員会の指定講習機関が所有する初心運転者講習用軽自動車等 の場合

- 3. 自動車検査証の写し
 - ・ 車体の形状欄にて「教習車」又は「路上試験車」の記載を確認できるもの。
 - ・ 電子車検証の場合は、併せて自動車検査証記録事項の提出もお願いします。
- 4. 埼玉県公安委員会の「指定書」（※1）

3. その構造が専ら消防活動の利用に供するためのものである軽自動車等 の場合

- 3. 自動車検査証の写し
 - ・ 車体の形状欄にて「消防車」の記載を確認できるもの。
 - ・ 電子車検証の場合は、併せて自動車検査証記録事項の提出もお願いします。

（※1）法人としてさいたま市に初めて申請する場合又は初回申請時から変更があった場合に提出が必要です

（※2）次年度以降も継続して減免を適用する場合、毎年度提出する必要があります

公益のために直接専用する軽自動車等に対する減免 代理人による申請の場合

以下の書類を追加でご提出ください。

- 1. 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 2. 委任状
 - ※ 代理人が同居親族の場合は提出不要です。
 - ※ 納税義務者が法人の場合、申請書に代表者印の押印があれば提出不要です。

申請様式

以下のさいたま市ホームページより、ダウンロードいただけます。

『軽自動車税（種別割）の減免について』

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/002/003/p075057.html>

QRコードはこちらから

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



申請期限

減免申請を行うことができる期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。

（通常、5月上旬から5月31日まで。）

- ※ **減免申請期限後は受付できません。**
- ※ **減免決定前に納付された軽自動車税の種別割については、減免の対象となりません。**

減免の継続について

初回申請時から減免対象・減免事由に変更がない場合、次年度以降も継続して減免が適用されます。
（毎年度の申請書等の提出は不要です。）

ただし、一部の書類については、毎年度提出が必要な場合がありますのでご注意ください。

申請先・お問い合わせ先

定置場（使用の本拠の位置）の区を管轄する市税事務所個人課税課宛てに郵送又は直接ご来庁ください。

- ※ 各区役所市税の窓口では申請いただけません。
- ※ 郵送で申請する場合は、書類のコピーを同封してください（当日消印有効）。

担当課	主たる定置場のある区	電話番号	FAX番号
北部市税事務所 個人課税課 (大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5階)	大宮区 西区・北区 見沼区・岩槻区	048-646-3102	048-646-3164
南部市税事務所 個人課税課 (浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 2階)	浦和区 中央区・桜区 南区・緑区	048-829-1386	048-829-6236